

議員提出議案第27号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び芦屋市議会会議規則第13
条第1項の規定により提出します。

令和4年2月28日

芦屋市議会議長 松木義昭様

提出者	日本維新の会	大原裕貴
	日本共産党 芦屋市議会議員団	川島あゆみ
	あしやしみんのこえ	中村亮介
賛成者	会派に属さない議員	山口みさえ

提案理由

新型コロナウイルスの感染拡大が長引いていることにより、市民生活が経済的に
厳しくなっていること及び感染症対策に本市の財政支出が増大していることに鑑み、
芦屋市議会議員の議員報酬の減額措置を講じるため、この条例を制定しようとする
もの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線又は太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 （略） （議員報酬の特例） 4 <u>令和4年4月1日から令和5年4月30日までの間</u> ，議長，副議長及び議員の議員報酬の額は，第2条の規定にかかわらず，同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。	附 則 1～3 （略） （議員報酬の特例） 4 <u>令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間</u> ，議長，副議長及び議員の議員報酬の額は，第2条の規定にかかわらず，同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。 <u>ただし，第5条第2項の規定の適用については，この限りでない。</u>

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。